

[事案 30-188] がん診断給付金等支払請求

・令和元年6月21日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、がん診断給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮頸部上皮内腫瘍・異型度Ⅲと診断されたため、平成28年3月に契約したがん保険に基づき、がん診断給付金等を請求したところ、約款に定める「がん」に該当しないとして支払われなかった。しかし、診断書では、ICD-10コードは「D069」、腫瘍学コードは「/2」とされていることから、約款に定める上皮内新生物に該当するので、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本疾病は、ICD-10コード上「D069」が付けられているが、診断書では上皮内がんは含まれないと記載されている。そのため、子宮頸部上皮内腫瘍・異型度Ⅲと診断されていたとしても、実態としては高度異形成であることから、約款に定める「がん」には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。